

# 「保育と保健」投稿規程

## 会員各位

日本保育保健協議会（以下、本協議会）の機関誌「保育と保健」は多職種の会員による研究論文発表と会員への情報伝達の間です。保育関係者は、日常的に保育保健・衛生についていろいろと工夫をしながら保育を行っています。投稿論文を客観的に評価しどのような成果をあげているか検証していきたいと思います。

この投稿規程ではその方法をお伝えします。

### 1. 投稿資格

本協議会会員または本協議会が依頼した執筆者に限ります。共著の場合には筆頭著者・共著者ともに本協議会会員に限ります。（ただし本協議会から依頼した原稿は除く）

### 2. 投稿の際の注意点

- (1) 投稿論文は本協議会の設立の趣旨・目的に沿った「保育と保健」に関わるものとし、他の雑誌に未発表のものに限ります。
- (2) 筆頭著者とすべての共著者は、本投稿規程の内容を確認し、本誌に掲載されている『「保育と保健」投稿規程同意書』に署名し、投稿論文とともに提出してください。
- (3) 筆頭著者とすべての共著者は、本協議会の定める利益相反管理規定に従い、本誌に掲載されている「投稿論文提出時に必要な会員のCOI自己申告書（過去1年間）」を投稿論文とともに提出してください。
- (4) 投稿論文は、『「保育と保健」投稿規程同意書』および「投稿論文提出時に必要な会員のCOI自己申告書（過去1年間）」とともに、メールに添付して本協議会事務局（編集委員会）に送付してください。
- (5) 投稿論文の種類は「研究論文」と「報告」です。投稿時にはいずれかを指定してください。

**研究論文**：研究の質と量が十分で科学的根拠と考察によって新しい事実や知見についてまとめられ、今後の保育保健の発展に寄与する独創的な論文。

**報告**：研究の質と量において研究論文のレベルには至らないが事例調査報告として意義がある、または活動内容の成果がまとめられ保育現場において意義があると判断される論文。

※「研究論文」を指定された場合にも査読者および編集委員会の判断で「報告」と

することがあります（その場合、文字数の削減を求められることがあります）。

※※ 編集委員会の判断で査読や掲載の対象とならないことがあります。

(6) 論文投稿に際しては十分な倫理的配慮が必要です。特に研究論文の場合は、倫理審査委員会の承認が不可欠です。承認番号を記載してください。

(7) 指導教官または共著者全員で内容を十分検討してから投稿してください。

3. 論文の採択は、2名以上の査読者による審査を経た後、本協議会編集委員会（以下、編集委員会）で決定します。査読は原則3回までとします。採否通知は著者宛に連絡します。

原稿は採否にかかわらず、原則返却しません。

4. 査読審査により修正を求められた場合は、すみやかに諾否を回答するとともに、査読結果送付記載日（通知に記載の日付）から3か月以内に再投稿してください。

期限を過ぎた場合には不受理論文として扱います。なお不受理論文の再投稿は認めません。

5. 論文の表題や用語などは査読者および編集委員会で修正を求める場合があります。

### 6. 投稿論文の書き方

(1) 「常体（だ・である調）」とし、現代かなづかい、常用漢字を用いてください。

(2) 論文の1頁目に、論文表題、論文領域（以下より選択）、要旨、著者の姓名、所属、職名、郵便宛名、電話番号、携帯電話番号、e-mailを明記。また、別刷請求先（住所・氏名）を記載してください。

### 【論文領域】

1. 育児
2. 保育
3. 発育
4. 発達
5. 栄養・食育
6. 摂食行動
7. 生活習慣病・肥満
8. 健診
9. 地域保健
10. 疾病一般
11. 未熟児・先天異常
12. アレルギー
13. 感染・免疫
14. 予防接種
15. 心身症・自律神経

16. 心理・精神保健 17. 虐待 18. 事故 19. 福祉  
20. 保育保健 21. 歯科・口腔 22. 統計・疫学  
23. その他

(3)原稿量は1頁目を含めず、研究論文は6,000字以内、報告は4,000字以内(要旨の文字数を含む)とする。図表は大小にかかわらず1点につき400字と換算し、文字数に含めてください。

(4)論文の構成は下記のようにまとめてください。

**研究論文**：① 要旨，② 緒言 (はじめに)，③ 対象・方法，④ 成績 (結果)，⑤ 考察，⑥ 結論，⑦ 引用文献

**報 告**：① 要旨，② 緒言 (はじめに)，③ 事例紹介または活動内容，④ 成績 (結果)，⑤ 考察，⑥ 結論，⑦ 引用文献

(5)表題 (40字以内)は、本文の内容が推知できるように簡潔明瞭に記載してください。副題は極力避けてください。

(6)要旨 (400字以内)は、それだけで論文の内容がわかるようにまとめてください。

(7)キーワード「見出し語」(5語以内)を要旨の後に記載してください。

(8)日本語で表せる用語はできるだけ日本語で書き、外国語は極力避け、その使用は適当な日本語がない場合に限りま。本文中に略語を用いる場合は、一般に使われているものに限りま。その場合、初出の際に省略しない語を記載して括弧内に略語を示してください。

(9)図・表の作成方法

① 図・表は著者の説明を補完するものとし、その数は必要最小限にとどめ、表題をつけてください。

② 図・表は、本文を参照しなくともその図・表のみで内容が分かるように工夫してください。

③ 図・表とその説明文・表題などは極力日本語を使います。

④ 図・表には各々につきアラビア数字で番号を付けてください(図1, 表1など)。

⑤ 図・表はそのまま縮小可能な形であること。従って縮小されても情報が読み取れるものにしてください。

⑥ 図・表は1点ずつ別の頁(または別のファイル)として作成し、本文中に挿入の位置を明示してください。

⑦ 図表・写真は原則としてモノクロで掲載します。

(10)数字はアラビア数字を用い、数量の単位は、km, m, cm, mm,  $\mu$ ,  $\mu\text{m}$ , L, mL, kg, g, mg,

$\mu\text{g}$  などを用いてください。

(11)引用文献

① 主要論文に絞り、必要最小限にしてください。

② 文献は引用順に記載し、本文中の引用箇所は「 $\cdot\cdot^1$ 」, 「 $\cdot\cdot^{2,3}$ 」, 「 $\cdot\cdot^{4\sim6}$ 」等、原則として文末の右肩にアラビア数字を記入してください。

③ 文献の書き方は以下の形式に従ってください。

1. 雑誌：著者名・表題・雑誌名 発行年(西暦)；巻数：最初頁 - 最終頁。

2. 書籍：著者名・書名・(版)・発行所の地名：発行社名，発行年(西暦)。

3. 書籍(分担執筆)：著者名，分担項目の表題・編者名，書名・(版)・発行所の地名：発行者名，発行年(西暦)；分担項目の最初頁 - 最終頁。

4. ウェブページ：著者名，“Web ページの題名”・Web サイトの名称，入手先 URL，(参照日付)

④ 雑誌名はその雑誌指定の略語がある場合はそれを用い、ない場合は Index Medicus あるいは医学中央雑誌の収載誌略名を用いてください。

⑤ 著者名は筆頭著者名のみを記載し、共著者は省略し、「他」あるいは外国語文献の場合は「, et al」と表記してください。

⑥ 文献の書き方の実例

**【雑誌】**

1) 〇山〇子, 他. 保育園における感染症. 保育と保健 2009; 15 - 1 : 152-160.

2) Saari A, et al. Antibiotic exposure in infancy and risk of being overweight in the first 24 months of life. Pediatrics 2015; 32 : 43-48.

**【書籍】**

1) 大野 〇. こころの自然治癒力. 東京：講談社, 2004.

2) Cohen MM. The child with multiple birth defects. New York : Raven Press 1982.

**【書籍(分担執筆)】**

1) 西〇 孝. 骨形成不全症., 〇ヶ谷真〇編. こどもの整形外科疾患の診かた. 東京：医学書院, 2011 : 218-223.

**【ウェブページ】**

1) 国立感染症研究所. 百日せきワクチン ファクトシート 平成 29 (2017) 年 2 月 10 日

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000184910.pdf> (参照 2017-6-28)

7. **掲載料**:組み上がり4頁までの印刷に要する費用は、本協議会が負担します。4頁を超える部分の印刷に要する諸費用は著者の負担(超過頁あたり1万円)とします。但し編集委員会より依頼した原稿はこの限りではありません。別刷制作費は著者の実費負担とします。

#### 8. 論文の著作権と取り扱い

(1)本誌に掲載する論文等の**著作財産権**(著作権法27条 翻訳権, 翻案権等, 28条 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)を含むは、本協議会に帰属します。

(2)本協議会は、当該論文等の全部または一部を本協議会ホームページ、本協議会が認めたネットワー

ク媒体, その他の媒体において任意の言語で掲載, 出版(電子出版を含む)出来るものとし、この場合、必要により当該論文の抄録等を作成して付すことがあります。

#### 9. 原稿送付先

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-9-5

柴田第一ビル405

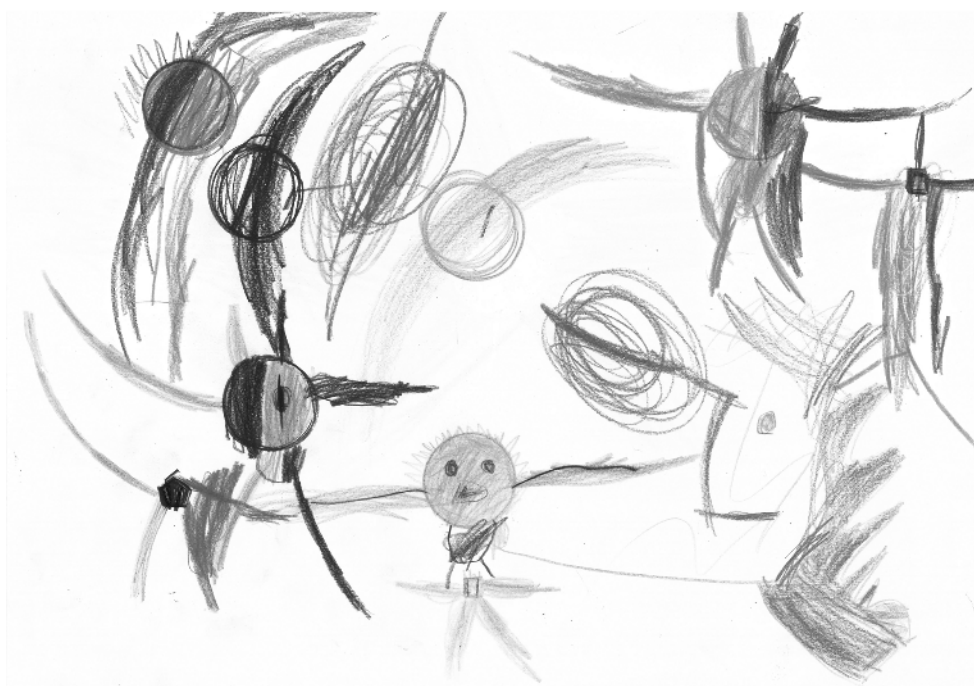
日本保育保健協議会 事務局(編集委員会)

TEL 03-5422-9711

FAX 03-5422-9750

e-mail: hoikuhoken-office@themis.ocn.ne.jp

改訂日: 2022年8月1日



「すいかのかいぶつがバトルしている」

うえの とうきくん(6歳)

阿波国慈恵院こども園(徳島県)

(円定規でかいたよ)

# 日本保育保健協議会 「保育と保健」 投稿規程同意書

一般社団法人日本保育保健協議会  
会長 殿

論文を投稿するにあたり、「保育と保健投稿規程」を確認しました。論文が掲載された場合、本論文の著作財産権は日本保育保健協議会に帰属することに同意します。

申請日（西暦） 年 月 日

筆頭著者（自著） (会員番号 )  
共著者（自著） (会員番号 )  
共著者（自著） (会員番号 )  
共著者（自著） (会員番号 )  
共著者（自著） (会員番号 )  
指導教員 所属

氏名（自著）

## ＜論文投稿時の注意点＞

投稿論文の種類：研究論文 報告（いずれかに必ずチェックする）

投稿論文の文字数： \_\_\_\_\_文字（要旨、図表、引用文献を含めた文字数を記載）

※：研究論文は 6,000 字以内、報告は 4,000 字以内を厳守すること

（いずれも要旨の文字数を含む、図表は大小にかかわらず 1 点 400 字と換算）

## ＜下記項目を十分確認して□内にチェックを入れてください。＞

- 筆頭著者・共著者ともに本協議会の会員である
- 他の雑誌等に未発表のものである
- 指導教員または共著者全員で内容を十分検討し、確認を行った
- 投稿規程の「6. 投稿論文の書き方」に準拠した
- 研究論文の場合、倫理審査委員会の承認および承認番号を記載した
- 投稿規程の「7. 掲載料」を確認した
- COI 自己申告書に記載し添付した
- 投稿規程の「8. 論文の著作権と取り扱い」に同意する

書式作成日 2024 年 3 月

### ※文字数に関する注意

Microsoft Word 使用の場合は、「校閲」タブの「文字数カウント」機能にて、「文字数（スペースを含めない）」の文字数でカウントしてください（Microsoft Word のバージョンによっては、編集画面下方のステータスバーの「●●文字」の表示が、半角英数字部分を Word が「単語」と認識した単語数でカウントされている場合がありますので、ご注意ください）。



# 一般社団法人日本保育保健協議会

## 雑誌「保育と保健」投稿論文と本協議会が主導する研究における 利益相反管理規程

### (目的)

第1条 一般社団法人日本保育保健協議会は、「科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」に基づき、研究の公正性信頼性を確保するため、COI管理規程を設ける。

### (COI審査の方法とCOI審査委員会での審査対象)

第2条 雑誌「保育と保健」への投稿論文の投稿者は本協議会が別に定めるCOI開示規定に則った申告を各自で編集委員会に申告する。編集委員会はこれを書面にて確認する。

- 2 本協議会が主導して行う研究の実施代表者と主たる研究者は研究の実施前に研究計画書と共に本協議会が別に定めるCOI開示規定に則った申告を理事会に提出する。
- 3 編集委員会あるいは理事会が投稿論文あるいは研究のCOIについてCOI審査委員会での審査が必要と判断した場合、あるいは、会員その他から論文や研究に関するCOI審査請求があった場合、論文あるいは研究に関するCOI審査委員会を開催して審査する。
- 4 COI審査委員会での審査対象は、雑誌「保育と保健」への投稿論文の場合は投稿者全員、本協議会が主導して行う研究の場合は主たる研究者をCOI審査の対象とする。なお、研究者と生活を一にする一親等の者についても研究におけるCOIが想定される経済的な利益関係がある場合には、COI審査委員会での検討対象となりうる。

### (COI審査委員会委員の構成)

第3条 COI審査委員長（以下委員長）は、当協議会会長が行う。

- 2 COI審査委員（以下委員）は当協議会役員2名と学識経験者1名、外部の法律に精通した識者1名で構成する。

### (審議方法)

第4条 論文投稿者や研究者等はCOI審査委員会に出席し、論文あるいは研究計画を「利益相反」「個人情報保護」「インフォームドコンセント」「倫理面の配慮」の視点から説明しなければならない。

- 2 その場合業務委託先があれば、同様に言及しなければならない。
- 3 COI審査委員会は必要に応じて外部の学識経験者の意見を聞くことができる。

### (COI審査委員会の開催・定足数及び議決)

第5条 COI審査委員会委員長は、議案が発生したら、可及的速やかにCOI審査委員会を招集しなければならない。

- 2 委員の過半数の出席及び外部の法律に精通した識者の出席で委員会は成立し、委員長を含む出席した委員の過半数の賛成をもって決議する。
- 3 但し、委員長が検討内容を軽微と判断した場合は、書面による電子審議を行うことができる。この場合委員全員の同意を必要とする。

### (議事録)

第6条 COI審査委員会の書記は、出席委員の中から選任し、議事録署名は出席委員全員が行う。

- 2 また、議事録の保管は、事務局とし、会議資料とともに10年間保存する。

### (COI審査委員会委員長の義務)

第7条 COI審査委員会委員長は、審査結果に基づき、COI開示基準に誤りや嘘の申告のあった雑誌「保育と保健」に掲載された論文の削除を求めることが出来る。

- 2 COI審査委員会委員長は、審査結果に基づき研究者等に研究計画の「部分修正」や「中止」などの意見や助言をすることができる。

(研究者等の義務等)

第8条 研究者等は、COI 審査委員会の意見を尊重し、改善が必要な場合は、研究者等の意見書に対する見解を COI 審査委員会に報告しなければならない。

2 COI 審査委員会の決定に不服がある場合は、COI 審査委員会に再審査を請求することができる。

(その他)

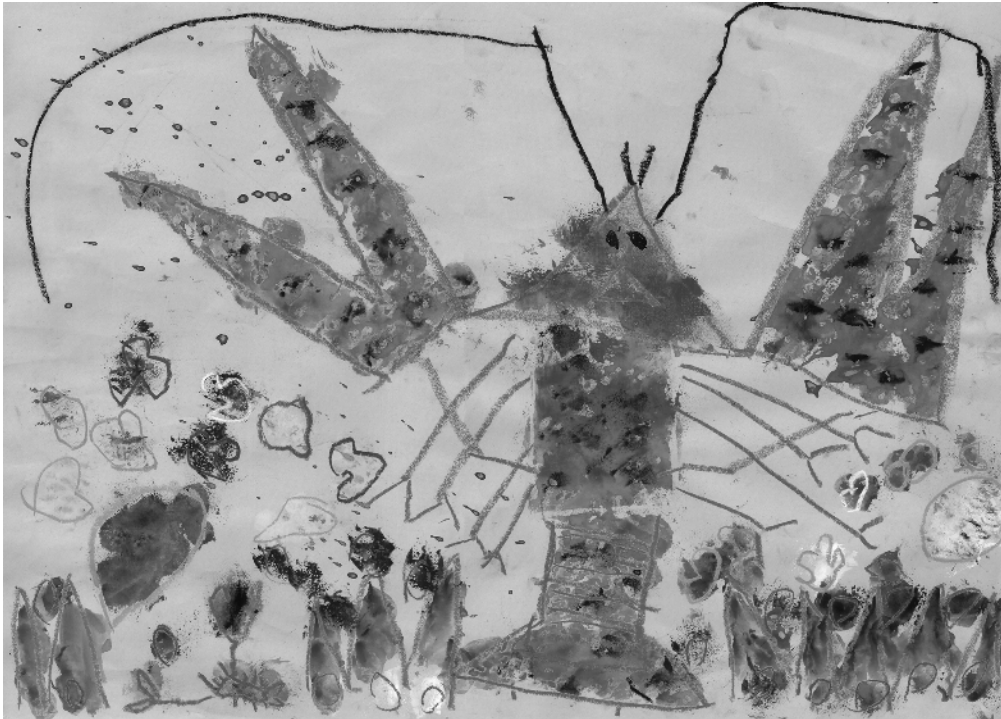
第9条 本規定の記載のない事項は、「厚生労働科学

研究における利益相反管理に関する指針」(平成 20 年 3 月 31 日)、文部科学省・厚生労働省が策定した「疫学研究に関する倫理指針」(平成 14 年 6 月 17 日)並びに「個人情報保護法」に準拠する。

第10条 本規定の改変は、理事会の決議による。

附則 本規定は平成 25 年 4 月 14 日から施行する。

以上



「エサをみつけたぞ」

しかま そうすけくん (5歳)  
キンダー水木こども園 (山形県)  
(いっぱい食べたかな)

# 投稿論文提出時に必要な会員のCOI 自己申告書(過去 1 年間)

一般社団法人日本保育保健協議会  
会長 藤田 位 殿

雑誌「保育と保健」に研究論文を投稿するにあたり、日本保育保健協議会の定める過去 1 年間の利益相反開示基準に基づき、本研究に関連する企業・組織（法人など）・団体と私との間には以下の様な利益相反状態があることを表明いたします。

申告日（西暦）                      年                      月                      日

筆頭・共著者全員の署名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

該当する項目がある場合に□内にチェックを入れて下さい。チェックのない場合は該当する項目がないものと判断します。なお、ここで利益相反状態を表明する対象は本研究に関連する企業・組織・団体に限ります。

- 企業・組織・団体の役員、顧問職として、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間 100 万円以上ありました。
- 1つの企業あたりの株式による利益（配当、売却益の総和）が年間 100 万円以上ありました、あるいは当該企業の全株式の 5 %以上を所有していました。
- 1つの企業・組織・団体からの特許権使用料が年間 100 万円以上ありました。
- 会議への出席（発表・司会など）や講演に対する日当（出席料や講演料など）として、1つの企業・組織・団体からの報酬額が年間 50 万円以上ありました。
- 1つの企業・組織・団体からの原稿料・印税が年間 50 万円以上ありました。
- 1つの企業・組織・団体などから研究費（受託研究費、共同研究費など）として支払われた総額が年間 200 万円以上ありました。
- 1つの企業・組織・団体が提供する寄付金や教材・遊具・玩具などの物品（定価相当額に換算）が年間 200 万円以上ありました。
- 企業・組織・団体が提供する寄付講座に所属していました。
- 1つの企業・組織・団体から本研究と直接関係のない旅行費用、贈答品などとして受けた総額が年間 10 万円以上ありました。